

徳島県立総合教育センターの貸出用具（有料）以外の用具利用規程

（趣旨）

第1条 徳島県立総合教育センター（以下「センター」という。）における貸出用具（有料）以外の用具に関する利用については、この規程の定めるところによる。

（利用許可の範囲）

第2条 利用の許可は、次の各号に掲げる事業に限る。

- 1 徳島県教育委員会（以下「県教委」という。）が主催又は共催する事業
- 2 県教委が後援し、地方公共団体が主催する事業
- 3 市町村教育委員会又は公立学校・幼稚園が主催又は共催する事業
- 4 その他徳島県立総合教育センター所長（以下「所長」という。）が適当と認める事業

（利用手続き等）

第3条 利用しようとする者は、所長に利用願を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第2条第1号による場合を除く。

（変更届出）

第4条 利用者は、利用願に記載した事項に変更が生じた場合には、速やかに変更内容を所長に届け出なければならない。ただし、第2条第1号による場合を除く。

（利用制限）

第5条 所長は、次の各号のいずれかに該当するときは、用具の利用を拒むことがある。

- 1 センターの事業運営上支障があると認められるとき。
- 2 用具のき損、紛失又は汚損のおそれがあると認められるとき。
- 3 その他利用を拒む理由があると認められるとき。

（損害賠償）

第6条 利用者は、用具をき損、紛失又は汚損したときは、速やかにその旨を所長に届け出て、その指示に従わなければならない。

- 2 所長は、前項に該当する場合、利用者に対して、損害の賠償を求めることができる。

（利用取消・停止）

第7条 所長は、利用者が用具をき損、紛失又は汚損させたとき又はそのおそれがあるときは、その利用を取消又は停止することができる。

（その他）

第8条 利用に関してその他必要な事項は、所長が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成21年6月1日から施行する。